

国土交通大臣許可に係る費用について

	一般建設業許可又は特定建設業許可の いずれか一方のみを申請する場合	一般建設業許可及び特定建設業許可の 両方を同時に申請する場合
新規	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
許可換え新規	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
一般・特新規	15万円の登録免許税	
業種追加	5万円の許可手数料	10万円の許可手数料
更新	5万円の許可手数料	10万円の許可手数料

◆登録免許税：博多税務署に直接納入、または日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行の窓口から博多税務署あて納入したうえで、その領収証書(原本)を許可申請書別紙3に貼付する。

◆許可手数料：収入印紙(消印不要)を許可申請書別紙3に貼付する。

※建設業法第11条に基づく変更等の届出については、費用は掛かりません。

【登録免許税領収証書 見本】